

## 平成29年度事業方針大綱

愛知県土地家屋調査士会  
会長 茶谷和裕

本会の設立目的は、会員の品位を保持し、その業務の改善進歩を図るため、会員の指導及び連絡に関する事務を行うこととされ、強制入会制度が採用されています。会員が品位を保持して適正な業務を遂行するためにも会員事務所の財務基盤の健全化・安定化は欠かせません。

そこで、本年度は、会員が「適正な業務」を行い「正当な報酬」を受領できる環境を整えることを重点事業方針とします。

私たち土地家屋調査士の使命は、不動産の表示に係る権利の明確化をすることであり、これまで以上に会員全体の資質の向上を図るため研修体制の充実を進めます。

また、昨年度は、数年後に迫る会員減少の対応を踏まえた、財政基盤の健全化及び組織改編を含めた具体的な方針を検討してきましたので、本年度は、その検討結果を踏まえて、より健全な本会財政の運営、支部のブロック化及び支部交付金の減額等の具体的な実施についての検討をまいります。

そして、名古屋法務局、愛知県司法書士会と本会が連携して相続登記の促進及び空家等対策の推進を図るとともに、愛知県土地家屋調査士政治連盟と公益社団法人愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会と本会が三位一体となり、土地家屋調査士制度の更なる充実・発展を目指します。

また、国民に必要な土地家屋調査士となるための制度改革・法改正の検討と提言を行うとともに、市民に役立つ情報発信をすることにより社会貢献ができる広報活動の展開をまいります。

### 予算編成の基本方針

本会の設立目的に合致した事業を行うための大綱に掲げた事業方針を具現化できる予算編成をする。特に、会員の資質の向上のための予算を重点的に計上する。

そして、適正な業務の遂行及び会員事務所の財務基盤の健全化・安定化を図るための予算措置を講ずる。また、前記の目的を効果的に達成するための対象を絞った広報及び土地家屋調査士として社会貢献できる広報事業を行うための予算編成をする。

組織力の強化に関しては、会員減少を見据えた財政基盤の安定化及び組織形態の抜本的改革をするための環境整備及び事務局の効率化・人材育成のための予算計上をする。

私たちは、本会の将来及び土地家屋調査士制度に希望の持てる事業計画による予算編成をすることを目標とする。

## 総務部

### 平成29年度事業計画

国民の権利意識の高まりやインターネットによる情報利用により、受託業務、特に、測量境界立会業務等は年々難しくなっており、苦勞されている会員の話をよく伺います。

昨年度は、不動産登記規則第93条ただし書による不動産調査報告書が改定され運用されました。空家等対策の推進など、業務に関連する知識や内容も日々進化し増えています。

我々土地家屋調査士が国民の負託に応え、その地位を一層向上させるためには、日々の研鑽が必須です。進化し増えていく情報を共有、把握し見識を深めなければなりません。

総務部では、必要な情報を的確に会員に提供できるよう、各部・各支部・各隣接団体とも連携を図り、適切な会務運営に努め、正確な情報伝達に努めます。

#### 1 事務局の強化

- (1) 事務局内のシステム見直しを継続し、事務の合理化・適正化を推進する。
- (2) 事務局職員の育成のため、研修及び研鑽を支援し、コミュニケーション能力の向上と、意識改革を図る。
- (3) 他会の事務局との交流を深め、情報交換を実施する。

#### 2 組織の運営と管理

- (1) 無駄のない会務運営ができるよう、各部及び各支部等と連携し検討する。
- (2) 財務部と協力し、会員の減少を見据えた対応策の検討をする。
- (3) 会員への業務関連情報の伝達方法を検討する。
- (4) 文書を整理し、文書管理を徹底する。

#### 3 相談及び苦情処理体制

相談室において、来会者及び電話相談者に迅速に対応し、また、会員及び市民からの相談等に対応する。

#### 4 「委員会等」への支援

「規則整備委員会」、「あいち境界問題相談センター運営委員会」、「事務局運営委員会」及び「災害時対策運営委員会」への支援等を行う。

#### 5 法調事務打合せ会

本会及び会員の事務手続が円滑に行われるよう、法務局と協議する。

## 6 隣接団体等との意見交換

公益社団法人愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会、愛知県土地家屋調査士政治連盟その他関連団体と意見交換を行う。

## 7 他会との連携

中部ブロック協議会（愛知・三重・岐阜・福井・石川・富山）、葉月の会（愛知・札幌・宮城・神奈川・大阪・高知・福岡）、愛知・東京・大阪三会会長会議及び静岡会との協議会に参加し、意見、情報交換を行う。

## 8 全国無料相談会、土地家屋調査士法施行規則第39条の2に基づく実態調査の協力

法務局主催の全国無料相談会及び調査士の日における一斉相談会並びに土地家屋調査士法に基づく命令の規定に違反する事実の有無についての実態調査に協力する。

## 9 調査士会館の整備

- (1) 会館セキュリティや会館利用効率について検討し、必要に応じ実施する。
- (2) 会館の修繕を実施する。

## 10 その他

連合会、中部ブロック協議会からの情報伝達に努める。  
支部長会議へ協力する。

## 財 務 部

### 平成29年度事業計画

事業計画・予算案に則した適正な財務運営を進めていきます。また、限られた会費収入の中で、積極的かつ継続的な事業展開を効率的に行えるよう、改革を実行していきます。

(経理関係)

- 1 総務部との連携による財政及び組織全般の検討  
財政基盤の健全化及び組織形態についての検討資料を作成する。
  
- 2 収支及び資産状況の把握と管理
  - (1) 毎月の細小科目別の収支管理から、各部へ執行管理情報を提供する。
  - (2) 用品販売の在庫、販売及び交付を管理し、効率的な見直しを行う。
  - (3) 監査会を実施する(年2回)。
  - (4) 顧問公認会計士と協議をする。
  - (5) ホームページ上に財務諸表を公開する。
  
- 3 会計規程、購買規程の厳守  
会計規程及び購買規程を遵守し、支出の節約を促して適正な執行を図る。
  
- 4 会費納入の管理  
適正な会費納入を促すとともに、未納会員への調査を実施する。  
会費徴収管理調書に基づき入金情報管理の徹底を図る。
  
- 5 大規模災害への備え
  - (1) 災害対策マニュアルに従い、非常時用の食料品、医薬品、生活用品の確保に努める。
  - (2) 大規模災害対策積立預金を実施する。
  - (3) 連合会「大規模災害共済基金」に協力する。

(福利厚生関係)

- 6 各種同好会・親睦事業への助成協力  
支部対抗ソフトボール大会等への助成・協力を行う。
  
- 7 福利厚生
  - (1) 会員へ健康診断を奨励し、助成金を支出する。事務職員の健康診断を徹底する。
  - (2) 慶弔、祝い金を支給する。

(3) 突発災害の被害者への即時対応を図り、見舞金を支給する。

#### 8 保険・年金への加入促進

(1) 損害賠償保険、傷害保険の加入を促進する。

(2) 土地家屋調査士国民年金基金の加入を促進する。

## 企 画 部

### 平成29年度事業計画

本年度も引き続き、「適正な業務」を行い「正当な報酬」を受領できる環境を整えるため、土地家屋調査士業務に関する指導・連絡を徹底するとともに、本年度から新設される研究所が行う業務に関する調査・研究を運営面からサポートします。

また、空き家問題等調査士会のみでは対応しきれない事象等も増えてきていることから、公嘱協会や政治連盟、他士業団体との連携を推し進めます。

#### 1 土地家屋調査士業務に関する指導・連絡等

- (1) 「調査・測量実施要領」に関する事項の指導・連絡を行う。
- (2) 不動産登記規則第93条ただし書に規定する不動産調査報告書に関する事項の指導・連絡を行う。
- (3) 登記測量に関する事項の指導・連絡を行う。
- (4) 筆界特定制度と土地家屋調査士会ADRとの連携についての調査・研究を行う。
- (5) 土地家屋調査士の附帯関連業務に関する調査・研究を行う。
- (6) 空き家問題等への積極的な提言、参画のための調査・研究を行う。

#### 2 資料センターの運用

資料センター運営委員会への協力を行う。

#### 3 筆界特定制度への対応

筆界特定制度に関する研修会等への協力を行う。

#### 4 弁護士会との共同研究会

- (1) 定期的に研究会を開催し、広義での境界に関する研究を行う。
- (2) 相互に研修会の講師派遣を行う。

#### 5 その他

- (1) 官公署との円滑な関係を維持するため、連携を図る。
- (2) 他士業団体と研究会等を開催し、更なる相互理解を深めていく。
- (3) 次回のシンポジウム開催の準備をする。

## 研 究 所

### 平成29年度事業計画

昨今の土地家屋調査士を取り巻く環境は多様化しており、社会・依頼者のニーズ及び円滑な登記行政に寄与するため、各委員会において会員の知見、知識の向上に努めています。

企画部に属する委員会は恒久的なものから時限的なものまで含めると10以上存在していましたが、事業方針大綱に掲げられている内容をより推進するため、対内的に土地家屋調査士業務に関する研究を行っている委員会を一つにまとめて研究所とし、その中で常設委員会や小グループを組織し調査・研究を行います。

- 1 表示登記制度及び土地家屋調査士の業務と制度の充実に関する調査・研究
  - (1) 不動産の表示に関する登記及び測量技術の調査・研究を行う。
  - (2) 土地家屋調査士の業務に関する調査・研究を行う。
  - (3) 会長から付託された事項の研究を行う。
  - (4) 研究成果を取りまとめ、会員及び外部団体等への発信を行う。
  
- 2 筆界鑑定委員会  
後掲の同委員会の事業計画を参照。
  
- 3 あいち地籍研究委員会
  - (1) 委員が各地に赴き耕地整理の研究を行うと共に、旧都市計画法に基づく区画整理事業等の研究にも着手する。
  - (2) 会員から耕地整理等についての様々な情報提供の協力を得るとともに、経験豊かな会員との意見交換を行うことで、土地の境界に関する慣習等の知識を得て資料収集の不足部分を補完する。
  - (3) 中部ブロック事業への参加、協力を行う。
  
- 4 グループ研究
  - (1) 境界確認業務に関する調査・研究を行う。
  - (2) 有識者を招き、業務に関する勉強会を開催する。
  - (3) 昨年度開催された田中教授との勉強会「自然人と法人」の内容をQ&A方式の冊子に編纂する。
  - (4) 名古屋法務局・愛知県土地家屋調査士会不動産表示登記研究会において、表示登記に関わる問題の解決策についての研究に協力する。

## 研 修 部

### 平成29年度事業計画

今年度の会長の大綱にもあるとおり、適正な業務を行うことを念頭に研修計画を立案します。

研修会の内容によっては、名古屋地区と三河地区等、複数の会場で実施し、多くの会員が参加しやすい環境も整えていきます。

#### 1 研修内容

- (1) 民法
- (2) 鑑定講座
- (3) 基準点及び基本三角点等を利用した測量
- (4) 適正な業務と正当な報酬
- (5) 調査士法25条2項
- (6) 土地家屋調査士倫理
- (7) 土地家屋調査士業務
- (8) 連合会伝達研修
- (9) 業務に関するトラブルの回避
- (10) オンライン申請
- (11) 名古屋法務局・愛知県土地家屋調査士会表示登記研究会の研究発表
- (12) その他

以上を主な内容とする。

研修内容により、定例研修又は特別研修として開催し、一部有料にて行う。

#### 2 定例研修

本年度は、年3回程度を計画しているが、必要に応じて回数を増やし開催する。特に重要な研修については、複数の会場で開催し、支部単位での開催も検討する。

#### 3 特別研修

専門的内容とし、アンケートの集計等を基に会員の意見を反映し開催したい。

#### 4 新入会員業務研修委員会

新入会員を対象に、平成29年秋頃、立会業務を中心とした内容で新入会員業務研修会を開催する。

研修部は、委員会の運営の補助を行い、研修当日はスタッフ及び講師として参加する。

## 5 入会時研修

新入会員の入会時研修を適宜実施する。

## 6 支部別研修担当者会議

本会の研修内容と支部の研修内容が重複しないように、あらかじめ、本会研修部と支部研修担当者との連絡会議を開催する。

各支部が前年度に実施した研修活動結果を収集し、今年度の支部研修会の参考とする。また支部に伝達するための本会提案の研修会（支部委託研修会等）の開催に向けての会議も行う。

## 7 CPD制度導入に向けての準備

CPD制度の導入は、会員の資質の向上はもちろんのこと、調査士の社会的信用を高め、社会に貢献できると考える。

そのために、CPD参加に対する各会員のポイント公開の意思を確認し、適正かつ効率的な事務処理ができるよう、事務局の体制を整える。

※CPD（Continuing Professional Development）の略称。

土地家屋調査士は、業務に関連する法律の改正、測量技術の急速な進展に伴い、常に業務遂行に必要な最新の知識・技術の習得、さらに能力の維持・向上を図っていかなくてはならない。そのために、研修会・講習会への参加、専門書の購読等の履歴を共通の基準で評価し、単位（ポイント）を付与し、それを公開することで、専門資格者たる土地家屋調査士の社会的認知度の向上を図るもの。

## 8 その他

- (1) 本会与支部の連携の充実及び支部研修への協力
- (2) 中部ブロック協議会主催研修会への協力
- (3) 土地家屋調査士特別研修（ADR認定調査士）への協力
- (4) 各部、公益社団法人愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会との協力体制による研修
- (5) 不動産関連業界研修会への協力
- (6) 研修制度の見直し及び検討
- (7) 支部へ研修ビデオの貸し出し
- (8) 例年どおり研修実施に向けて各部、委員会と連携
- (9) 各地の勉強会への協力
- (10) 他会が行う研修について情報収集
- (11) 新入会員を対象とした測量実務研修に関する検討

## 広 報 部

### 平成29年度事業計画

本年度も、引き続き制度広報の充実を図るとともに、大綱にもあるとおり、会員が「適正な業務」を行い「正当な報酬」を受領できる環境を整えるため、具体的かつ対象を絞った広報活動を検討し、実施します。

マスメディアを利用して広く一般市民への制度広報を行い、「寄附講座」、「インターンシップ」、「大学生のための資格業ガイダンス」等、学生層向けの広報活動にて土地家屋調査士の受験者拡大を目指します。

#### 1 広報委員会

##### (1) 会報「会務通信」の発行

法務局・連合会からの情報、理事会、研修会等の活動報告を確実に伝達するために発行する。また、各部と連携を図り、迅速に掲載する。

##### (2) 広報誌「地図読み人」について、今後の発行のための検討をする。

##### (3) 「愛知会ホームページ」の管理、運営

ホームページの内容の充実及び迅速な情報伝達に努めるとともに、レイアウトの変更について検討する。

##### (4) 各種発行誌の電子化を検討する。

#### 2 制度広報

##### (1) 「きょうかい君・あいちゃん」を活用した制度広報の方法を検討し実施する。

##### (2) 無料表示登記相談会等の開催に協力することを通しての制度広報を実施する。

##### (3) マスメディアを利用した制度広報を実施する。

##### (4) 各種委員会と連携し制度広報を実施する。

#### 3 寄附講座運営委員会

##### (1) 名城大学での寄附講座を実施する。

##### (2) 中部ブロック事業としての寄附講座へ協力する。

##### (3) 他大学での新規開講を目指す。

##### (4) 平成30年度以降の講師の養成を図る。

#### 4 学生層への資格制度広報

##### (1) 「寄附講座運営委員会」への支援

##### (2) 「インターンシップ」の実施

土地家屋調査士事務所でのインターンシップを検討している学生への積極的なアピールを行う。また、寄附講座の受講生に対しても、寄附講座運営委員会と連携し参加を呼びかける。

## 5 名古屋自由業団体連絡協議会

### (1) 「自由業フレッシュマンフォーラム」

各資格者団体の新入会員が一堂に集い、個別に業務関係のネットワークを構築する場として定着しており、本年度も、積極的に新入会員へ参加を呼びかけ、開催を主導する。

### (2) 「大学生のための資格業ガイダンス」への参加

学生に対して土地家屋調査士を職業選択の一つとして提供できる場と考え、積極的に参加する。

### (3) 「生活お困りごと相談会」

一般の方へ土地家屋調査士制度をアピールする場と考え、積極的に参加する。

## 6 その他

日本土地家屋調査士会連合会、中部ブロック協議会と連携し、統一した広報活動を行う。

## 資料センター運営委員会

### 平成29年度事業計画

一昨年にクラウドサービスに移行した資料センターは、昨年ファイリングシステムの更新を行いました。平成14年にWeb資料センターとなってから、これで一通りのシステム更新を達成したことになります。今年度は、本来の業務である資料の収集保管・開示に傾注することを主眼として、センターの運営に当たります。

今後も、当委員会では、最小コストで可能な限り変化に対応し、本来期待される機能の充実を図りつつ、事業遂行に努めます。

#### 1 基本事業の遂行

資料センター運営規則第6条に基づく資料の収集、保管、登録、及び開示活動を行う。

#### 2 資料センターの利用拡大

- (1) 支部資料整備担当者会議により積極的な情報交換を行い、資料センターに関する相互理解を深める。
- (2) 新入会員研修等の機会を活用し、業務遂行に資料センターの活用を啓発する。
- (3) 支部間の密接な情報交換を行い、各支部の地域事情に合わせた資料センターの利用拡大を図る。

#### 3 開示情報・方法の更新整備

広報部と連携しホームページ掲載情報の更新を図る。

#### 4 整備運営計画の検討

土地家屋調査士業務の在り方と業務環境の変化に合致した資料センターの整備運営計画を検討する。

#### 5 S I M Aデータの整備と活用方法を検討する。

## 筆界鑑定委員会

### 平成29年度事業計画

筆界鑑定委員会は、土地家屋調査士制度における公共的使命を果たすため、土地家屋調査士の専門性を発揮し、土地境界の明確化に寄与することを目的として、会員の行う筆界の確認（鑑定・特定・認定）業務について、研究・開発の推進と会員への指導・伝達を行うことを主な事業としています。

筆界の専門家である私たち土地家屋調査士は、筆界特定制度における筆界調査委員、裁判所からの鑑定人推薦依頼に対応する筆界鑑定等実施員、ADR（裁判外紛争解決制度）を弁護士と共働で手続進行する認定土地家屋調査士として、重要な役割を担うことを期待されています。

また近年は、専門家としての意見を専門用語に頼らない分かりやすい文言により説明・解説するための、表現力・文章作成能力の向上が求められています。

当委員会では「筆界研究委員会」と「筆界研修委員会」を活動の両輪とし、愛知県土地家屋調査士会のシンクタンクとしての役割を担い、時代の趨勢を見据えた人材育成のための支援を行います。そして、これらの活動を通じて、各支部との連携を図り、会員の調査士力向上に繋がる委員会運営に努めます。

#### 1 鑑定依頼に対する対応

各地の裁判所及びあいち境界問題相談センター等からの鑑定依頼に対し、適任な筆界鑑定等実施員を推薦し、その鑑定書（案）についての指導と助言を行う。

#### 2 筆界鑑定等実施員の養成

筆界鑑定等実施員と共に鑑定書作成に携わり、あるいは、模擬鑑定書、模擬筆界特定意見書作成等の題材に取り組むことにより、所属する委員の筆界鑑定能力を高め、次期筆界鑑定等実施員を養成する。

#### 3 会員への研修及び研修会への支援

筆界鑑定委員会規則で定義する「筆界研究委員会」と「筆界研修委員会」での活動を踏まえ、会員向け研修会資料の作成・開示・提供と、各支部との連携強化の一環として支部研修会の運営協力、地区委員会への支援等により、会員の行う筆界の確認（鑑定・特定・認定）業務の能力向上に寄与する。

#### 4 法曹界及び各種関係団体への広報活動

公的鑑定依頼の見込まれる県下各地の裁判所、弁護士会等を訪問し、パンフレット等により当委員会の活動をPRし、積極的な活用を促す。

## 5 他士業等関連団体との交流

昨年度までと同様に、他都府県の土地家屋調査士会で開催される研修会等に委員を派遣して、情報収集を図ることはもちろんのこと、隣接他士業である愛知県弁護士会等との連携を更に強化するために、引き続き、積極的な情報交換を行う。

## 6 各種相談会への相談員の派遣

本会が実施している各種相談会において、当委員会に対し相談員の派遣要請があった場合には、委員を派遣することにより、本会の行う事業に協力する。

## あいち境界問題相談センター運営委員会

### 平成29年度事業計画

あいち境界問題相談センター（以下「センター」という。）は、平成14年10月、全国初のADR機関（裁判外紛争解決手続機関）として設立され、その後、平成23年、「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」に基づく法務大臣の認証を受け、現在に至っています。

昨年度は、4件の申し立てを受理し、認証以来初の和解の成立を迎えました。（設立以来、35件の調停申し立てを受理し、調停成立事案5件、実質解決事案6件の実績を挙げております。）

昨年度は、会員によるセンターの利用促進を図るため、会員に対する研修に重点を置き、支部研修等にセンターから運営委員を講師として派遣しました。

今年度も、センターの利用促進を図るべく、広報及び会員に対する研修の取組を強化し、国民に信頼される組織となるよう、委員会の運営に努めます。

#### 1 制度広報の充実

平成28年度に続き、会員への更なる周知を図るため、各支部の研修会に運営委員を講師として派遣する。

調査士会ADRを会員が有効に活用できるよう、既存のチラシ、ホームページ等の改善を継続する。

広報部と連携し、官公署、他士業団体、他のADR機関等へ幅広い広報活動ができるよう努める。

#### 2 他のADR機関及び他士業団体機関等との連携

- (1) 愛知県弁護士会との意見交換会及び研修会を行い、連携を強化する。
- (2) 法務局筆界特定制度との連携に努める。
- (3) 連合会及び他会の境界問題相談センターとの情報交換を行い、連携を行う。
- (4) 日本司法支援センター（法テラス）との連携に努める。
- (5) 上記以外のADR機関等との連携を検討する。

#### 3 担当者及び認定土地家屋調査士等の研修

センター規則に定める調停人候補者、調査員候補者、鑑定等実施員候補者及び運営委員並びに認定土地家屋調査士等を対象にした研修を実施し、人材育成と会員の資質向上に努める。

#### 4 ADR法認証機関としての規則、運営の整備・検討

ADR法認証機関としての規則、運営上の問題点を検討し、センターを利用しやすい組織にする。